

令和6年10月2日

静岡市入札参加停止措置

静岡市入札参加停止等措置要綱第3条第1項の規定に基づき、令和6年10月2日付けで、下記のとおり入札参加停止を行った。

記

1 業者名等

商号又は名称	代表者氏名	許可番号	所在地
株式会社橋本組	代表取締役 橋本 真典	国土交通大臣許可 (特-4) 第024689号	静岡県焼津市 本町二丁目2番1号

2 入札参加停止理由

株式会社橋本組は、発注者である焼津市から直接請け負った「令和元年度焼津市ターントクルこども館建設工事（債務負担行為）（建築工事）」において、1階鉄筋コンクリートの柱を本来と異なる位置に打設したため、当該打設により生じた位置の差異の補正に際し、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）に基づかない塗厚、工法によりモルタルを施工し、供用後に当該モルタルの一部が剥落する事故を生じさせる等、粗雑工事を行った事により、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。また、当該施工不良を認識していながら、その旨を発注者へ報告せずに隠蔽し、設計図書のとおり施工したかのような虚偽の施工図等を発注者に提出した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、中部地方整備局から令和6年9月3日付けで、建設業法に基づく監督処分（営業停止処分(22日間)）を受けた。

このことは、静岡市入札参加停止等措置要綱第3条第1項別表第2第7項（建設業法等違反行為）に該当する。

3 入札参加停止期間

令和6年10月2日から令和6年11月1日まで 1箇月間